

①～③の契約方式の場合「勤務医師、看護職、医療従事者の方全員」が補償対象となるため次のようなメリットがあります。

1 補償対象者の方の署名・捺印が不要です。

2 異動手続(就職、退職)が不要です。

3 付保もれ・更改もれの心配が不要です。

4 過去に退職された補償対象者の方も対象となります。

## 1 勤務医師賠償責任保険(包括契約)

### 勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)

医療機関の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任部分を補償する保険です。ただし、加入者証記載の医療施設の業務として行った医療行為が対象となります。

#### 〈1〉保険の概要

貴病院・診療所での医療上の賠償事案による、勤務医師個人の賠償責任を無記名かつ包括的に補償します。  
※勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険にご加入の場合でも、この追加条項に加入している場合には、この追加条項を優先し、勤務医師賠償責任保険への求償は行いません。

貴病院・診療所の勤務医師が貴病院・診療所の業務として行った医療上の過失によって、患者に身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、患者またはその遺族に対してその勤務医師個人が負担する法律上の賠償責任を補償します。(医師特約条項)

#### 〈2〉ご加入いただける方

基本契約(病院賠償責任保険)にご加入されている、医療施設(病院、診療所、介護老人保健施設)の開設者  
※基本契約(病院賠償責任保険)にご加入されていない場合で、この補償をご希望の方は、P36をご覧ください。

#### 〈3〉被保険者

貴病院・診療所に勤務する医師全員(過去に勤務していた方を含みます。)  
(貴病院・診療所の使用人以外の方が貴病院・診療所で行った医療も含め、包括的に対象とするため、確認のための被保険者名簿(医師名簿)が常時備付けてあることが必要となります。)

#### 〈4〉保険金をお支払いする場合

医師または医師の指揮・監督下にある看護師、診療放射線技師、薬剤師などの使用人が日本国内において行った医療行為によって、患者の身体に障害(障害に起因する死亡も含みます。)を与えたことによって、被保険者である医師に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、医師個人が支払わなければならない損害賠償金を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。ただし、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。

#### 〈5〉お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料、逸失利益など)
- ②訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。)

#### 〈6〉保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

- ①海外での医療上の賠償事案
- ②美容を唯一の目的とする医療行為
- ③医療の結果を保証することによって加重された責任
- ④名誉き損および秘密漏えいに起因して生じた事故
- ⑤免許を有しない者が遂行した医療行為に起因した事故

- ⑥被保険者が故意に起こした事故
- ⑦戦争および地震、噴火、洪水、津波などの自然変象に関連のある事故
- ⑧医師、薬剤師、看護師、その他の使用人が業務に従業中に被った身体障害
- ⑨被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑩自動車(原動機付自転車を含みます。)等の所有・使用または管理に起因して生じた事故

など

## 〈7〉ご契約にあたってのご注意

- ①勤務される医師の方を一括して付保するため、一部の勤務医師の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての勤務医師の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその勤務医師が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明する名簿等が必要となります。

## 〈8〉保険期間

毎年4月30日午後4時から1年間とします。(中途加入も可能)

この保険期間内に医療上の賠償事案に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含む)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は、保険金をお支払いすることができません。

\*初年度契約とは、平成16年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以後の継続契約を除きます。

## 〈9〉保険金額・保険料

下記保険料に許可病床数をかけてご算出してください。(小数点以下第1位四捨五入、1円単位)

### 【ご注意ください】

- ①病院賠償責任保険に割増引率が適用されている場合は、この保険料にも割増引率が適用されますのでご注意ください。その際の保険料につきましては、日本病院共済会もしくは損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。
- ②病院賠償責任保険の過去の損害率算出の際の保険料および支払保険金に当該保険も含まれます。

(保険期間1年 団体割引20%適用 一括払)

契約の型 (医師特約の型を上限とします)		1型	10型	50型	70型	100型
保険金額	身体障害1事故	100万円	1,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円
	身体障害期間中	300万円	3,000万円	1億5,000万円	2億1,000万円	3億円
病院契約 保険料 1病床につき(円)	一般・療養病床	381	1,761	3,902	4,248	4,687
	精神病床	94	434	962	1,046	1,155
	結核・その他病床 /老健施設 他	132	609	1,349	1,468	1,620
診療所契約 保険料 1診療所につき(円)	診療所	1,874	8,659	19,192	20,894	23,057

※自己負担額はありません。

※上記以外の型につきましてはお問い合わせください。

- ・貴病院・診療所の使用人以外の方が貴病院・診療所で行った医療も含め、包括的に対象とするため、確認のための被保険者名簿(医師名簿)が常時備付けてあることが必要となります。
- ・主契約(病院賠償責任保険)の保険金額を上回る契約の型(保険金額)を設定することはできません。
- ・勤務医師の補償はすべて同じ契約の型(保険金額)で設定することとなります。
- ・上記以外の保険金額をご希望の場合には、日本病院共済会もしくは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### 【保険料計算例】

●100型、一般病床:200床、結核病床:30床の場合(過去の損害率に応じた割増率の適用なし)

①一般病床 4,687円×200床=937,400円(小数点以下第1位四捨五入・1円単位)

②結核病床 1,620円×30病床=48,600円(小数点以下第1位四捨五入・1円単位)

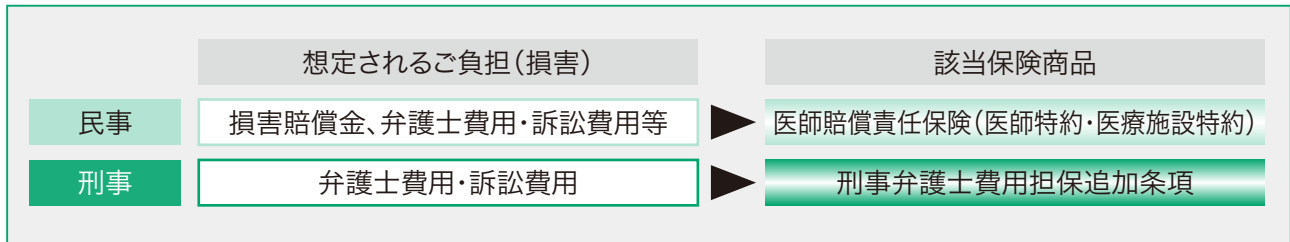
①+②=986,000円 年間保険料 **986,000円**

# 刑事弁護士費用担保追加条項

(勤務医師包括担保追加条項)

この追加条項は、「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について補償する追加条項です。被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。ただし、被保険者の有罪の確定<sup>(注)</sup>がなされた刑事事件を除きます。)

(注)有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。



## ◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要

### ●保険金額

保険期間(1年)を通じて500万円となります。  
※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

### ●保険金をお支払いする場合

被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

### ●保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時<sup>(注)</sup>までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。

(注)刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時<sup>(注1)</sup>
- ②裁判所が略式命令を発した時<sup>(注2)</sup>
- ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時<sup>(注3)</sup>

(注1)ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

(注2)ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

(注3)ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

